

【新型コロナウイルス感染症に対する基本対応方針】

(第2版 2020-03-09)

1. 感染予防

- ① 手洗い（石鹸）、うがいを徹底し、アルコール消毒（手指、ドアノブなど）の励行
- ② マスク着用、咳エチケット*1を徹底し、可能な限り人混みを避ける
- ③ 外出時には、手で眼、鼻、口に触れないことを意識する*2

2. 健康管理

- ① 発熱、咳などの軽い感冒様症状が出た場合は、授業や仕事を休み（登学・登校停止、出勤停止）、毎日（4~14日間）体温を測定すること（記録紙1）。その場合は、学生支援課（学生）または人事課（教職員）に電話連絡すること。症状の改善なければ②へ。
- ② 次の様な症状が出た場合は、札幌市電話相談窓口*3 または 道立保健所*4 に相談し、指示を仰ぐこと。原則、自宅待機（登学・登校停止、出勤停止）。
 - ・ 風邪症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
 - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ③ 症状の有無にかかわらず、次に該当する場合は、札幌市電話相談窓口*3 または 道立保健所*4 に相談し、指示を仰ぐこと。原則、自宅待機（登学・登校停止、出勤停止）。（濃厚接触者と判断）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症と確定したものと接触した場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症疑い者の気道分泌液（くしゃみ液、痰など）、体液、糞便などの汚染物に触ったり、処理作業に携わった場合
 - ・ 新型コロナウイルス感染症疑い者の診察、看護、介護、同席した場合

3. 感染者*5、濃厚接触者*6および感染疑い者*7の取り扱いについて

- ① 学生の場合：原則として、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は最後の接触から14日間（接触した日を1日目とする）の登学・登校停止とする。感染疑い者は4日間の自宅安静（登学・登校停止）、症状消失あれば登学・登校可能とする。なお、感染者は治癒証明書*8の提出をもって登学・登校停止解除とする。
- ② 教職員の場合：原則として、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は14日間の出勤停止とする。感染疑い者は4日間の自宅安静（出勤停止）、症状消失あれば出勤可能とする。なお、感染者は治癒証明書*8の提出をもって出勤停止解除とする。

4. 集会などについて

原則、開催禁止とする。会議もメール審議などで行い、不急不要な会議は自粛する。特に下記条件では、自粛を要請する。判断困難の場合は感染対策委員会に相談する。

- ① 100人以上の屋内集会
- ② 参加者全員が特定できない場合
- ③ 参加者の多くが飛行機などの公共交通機関を利用し遠方から参加する場合
- ④ マスク着用や手指のアルコール消毒の準備ができない

備考

*1: 個人が咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえること

*2: 感染者が咳、くしゃみを抑えた手でドアノブなどに触り、ウイルスが付着している可能性がある。それに触れることにより、手にウイルスが付着し、その手で眼などの粘膜に触れると感染する可能性が高くなる。

*3: 札幌市電話相談窓口:

救急安心センターさっぽろ【受診相談】(24時間):「#7119」または「011-272-7119」

*4: 道立保健所

<平日 8時45分～17時30分>

江別保健所(江別市 石狩市 当別町 新篠津村): 011-383-2111

千歳保健所(千歳市 恵庭市 北広島市): 0123-23-3175

岩見沢保健所(夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町): 0126-20-0100

<24時間体制>

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課: 011-204-5020

*5: 感染者: COVID-19が証明された方

*6: 濃厚接触者: 新型コロナウイルス感染症と確定した者でなおかつマスク等の感染予防措置が行われていない者と接触(2m以内)した者、気道分泌液(くしゃみ液、痰など)、体液、糞便などの汚染物に触れた者、その処理作業に携わった者、新型コロナウイルス感染者の診察、看護、介護した者。なお、濃厚接触の判断は各自で判断して差し支えない。また、迷った場合には保健センターへ相談すること。

*7: 感染疑い者: 感冒様症状(37.5℃以上の発熱、咳、鼻水または下痢)がある方

*8: 入院した医療機関より診断書として発行してもらってください。

